

# 選挙権は 18 歳から

## ～ 18 歳になれば高校生も投票できます～

平成 27 年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権の年齢が「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられました。これにより、6 月 19 日以降に公示される国政選挙等から、18 歳・19 歳の人でも投票ができるようになります。

■ お問い合わせ 選挙管理委員会 ☎ 2 1 2 1

今回の選挙権の年齢改正は、昭和 20 年に 25 歳以上から 20 歳以上に変更されて以来、70 年ぶりとなりましたが、世界的に選挙権の年齢は 18 歳以上が主流となっています。

砂川市の 18 歳・19 歳の人口は、平成 28 年 3 月末現在で、男性 144 人、女性 117 人であり、今年予定されている参議院議員通常選挙では、およそ 261 人が新たに有権者に加わると見込まれています。

投票を行い、国会議員や首長・地方議員を選ぶことは、遠い世界の話ではなく、自分たちが住む国やまちをより良くしたいという自分の意思を反映できる一番身近な方法です。

新たに選挙権を持つ人は、1 票を無駄にせず投票しましょう。



### ● 新たに選挙権を持つ人

投票日によって異なりますが、仮に参議院議員通常選挙の投票日が 7 月 10 日（公示日も 6 月 23 日と仮定）になった場合、平成 10 年 7 月 11 日までに生まれた 18 歳～19 歳の方々が新たに選挙権を持つことになります。

また、高校 3 年生は学年が同じでも誕生日によって選挙権がある生徒とない生徒が混在します。「高校 3 年生＝選挙権がある」ではないことに注意をしてください。

### ● 引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙人名簿への登録は、住民票がある市区町村で、その市区町村に 3 か月以上引き続き居住している人が対象となります。そのため、進学や就職などで引っ越した場合、転出先の市区町村に住民票を移しておかないと、選挙人名簿に登録されず、転出前の市区町村で投票を行わなければならないことになります。

### ● 選挙当日に投票できない場合

選挙当日に指定された投票所に行けない場合は、次のような制度により投票することができます。

- 期日前投票 選挙当日に用事などがある人は、公示日または告示日の翌日から選挙前日までの間に期日前投票所で投票できます
- 不在者投票 選挙当日、一時的に別の市区町村に滞在している場合、前もって手続きをすれば一時滞在先の市区町村や指定された病院等で投票できます

### ● 注意点

選挙権を持つと、選挙運動期間中の選挙運動を行うことができます。選挙運動は特定の候補者を当選させるために行うもので、選挙権があれば誰でも行えますが、法律で禁止されている行為もあり、違反者は未成年であっても刑事裁判の対象となることもあるので、注意が必要です。

禁止事項には気づきにくいものも多く、買収による投票依頼はもちろんですが、決められた場所以外への候補者ポスターの掲示、認められたもの以外の選挙運動用文書（候補者、政党以外の電子メールの使用を含む）の配布なども禁止されています。

大事な投票、忘れずに！

